

国税通則法施行規則及び国税収納金整理資金事務取扱規則
の一部を改正する省令要旨

一 国税通則法施行規則の一部改正（第 1 条関係）

- 1 交付送達を行った場合において、その旨を記載した書面にその交付を受けた者の署名を求めないこと等とする書類の対象に、税関長が賦課決定を行う場合における一定の賦課決定通知書を加えることとする。（国税通則法施行規則第 1 条関係）
- 2 国税の納付委託について、第三者型前払式支払手段による取引等により税関長が課する国税を納付しようとする金額の上限額を、100 万円（現行：30 万円）とすることとする。（国税通則法施行規則第 2 条関係）
- 3 加重された過少申告加算税等について、その対象となる帳簿の範囲及びその対象となる場合を定めることとする。（国税通則法施行規則第 11 条の 2 関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 国税収納金整理資金事務取扱規則の一部改正（第 2 条関係）

国税通則法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととする。（国税収納金整理資金事務取扱規則第 8 条、第 24 条関係）

三 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとする。（附則関係）